

自主事業

指定管理者が企画した業務で指定管理業務でない業務（協定書記載以外の業務）を「自主事業」という。「自主事業」の実施は、指定管理者が、施設の使用許可あるいは目的外使用許可を受け、指定管理者ではない一利用者として行う行為となる。

なお、「自主事業」の実施にあたって、施設の目的外使用許可の手続きが必要か否か（設置目的内かどうか）については、当該事業が施設の管理運営行為か否かの視点により、設置者である本市が判断するもの（客観的に決まるもの）である。

〔図表 2. 指定管理業務と自主事業の比較と必要な手続き〕

Ⅰ. 協定書記載の業務 ＝指定管理業務（設置目的内）		Ⅱ. 協定書記載以外の業務 ＝自主事業（指定管理者の費用と責任において実施するもの）	
ア 本市が仕様書に掲げた業務	イ 提案事業（指定管理者が企画した業務）	ウ 設置目的内 ⇒施設の使用許可による事業 ※協定書を変更し指定管理業務に加えた場合はイとなる	エ 設置目的外 ⇒施設の目的外使用許可による事業



	指定管理者としての行為	一利用者としての行為
必要な手続	使用許可・使用料の支払い 不要	使用許可又は目的外使用許可 使用料の支払い 要
法的な効果	事業収入 市 当該事業費及び施設管理費に充当できる 賠償責任 市 (最終的には指定管理者へ求償)	事業収入 指定管理者 賠償責任 指定管理者